

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問（FAQ） ⑥手数料に関する質問

2025 年 2 月作成

（全般）

1	Q	どのような申出の場合に、手数料が発生するか。
	A	全ての新規申出・様式 8 による変更申出において手数料が発生します。また、公表前確認や HIC 又はオンサイト環境の環境変更において手数料が発生する場合があります。様式 7 による変更届出においては手数料が発生しません。（2024 年 10 月以前に受付された提供申出については Q4 もご確認ください。）

2	Q	手数料はどのように計算されるか。	
	A	手数料は、以下の 4 種類の料金を合算したものとします。（2024 年 11 月時点）	
		項目	料金の対象内容
		基本利用料	審議、実地監査
		調整業務料	提供申出等に関する相談や情報提供
		データ料	NDB データ抽出
		クラウド環境利用料	クラウド環境の構築や提供
			費用の構造
			新規申出：162,100 円 様式 8 による変更申出：81,000 円（軽微な場合：16,200 円） （様式 7 による変更届出では生じません。）
			人件費等を踏まえた時間単位の金額×作業に要した時間
			整備や抽出等の費用を踏まえた時間単位の金額×作業に要した時間 + 整備や抽出等の費用を踏まえたギガバイト単位の金額×提供した NDB データの容量
			利用する HIC 又はオンサイト環境のスペックに応じた額（約 10～90 万円/月）+ 利用するオプションに応じた額

3	Q	手数料の目安を教えてください。
	A	2024 年 11 月以降に申請された案件については、HIC による提供の開始等に伴い、新たな体系の手数料が適用されることとなりました。新たな体系の手数料においては、NDB の利用形態や提供データの容量、HIC の利用期間によって、手数料が大きく変動します。HP において、手数料を事前に見積もるためのツールと手引きを公開していますのでご確認ください。

4	Q	2024 年 10 月以前に受付された提供申出における手数料の体系、目安、注意点について教えてほしい。
	A	データ抽出時に旧手数料体系が適用されます。手数料額は、「人件費等を踏まえた時間単位の金額」×「作業に要した時間」で算出します。人件費等を踏まえた時間単位の金額は、1 時間までごとに 7,700 円（2023 年 11 月 1 日以降に受付された案件では 9,000 円）です。作業に要した時間とは、申出処理業務（申出書類確認・専門委員会への諮問手続・抽出条件の精査等）、データ抽出業務（SQL 作成・テスト実施・結果検証等）、環境構築（オンサイトリサーチセンターや HIC の場合）に要した時間であり、申出の形式、抽出対象期間、データ容量、利用場所数等により変動します。 手数料の目安は以下の通りです。実際にはこれらの金額を超える可能性があります。実際の手数料の見込額は審査承諾後に通知いたします。なお、手数料免除の規定はありますが、減額の規定はありません。 －特別抽出：60 万円～180 万円 －集計表：60 万円～1000 万円（表数や抽出・集計の難易度等により大きく変動します。） －サンプリングデータセット：35 万円～70 万円 －オンサイトリサーチセンター：35 万円～60 万円 －トライアルデータセット（HIC）：3 ヶ月 70 万円、6 ヶ月 100 万円 様式 8 による変更申出以降は新規手数料体系が適用されますのでご注意ください。オンサイト環境を利用中の場合、利用期間延長に係る変更申出以降は、新規手数料体系におけるクラウド環境利用料が生じます。変更申出によるデータの追加抽出にも新規手数料体系が適用されますが、変更申出前に提供したデータの再抽出データ（旧手数料体系が適用）と、変更申出による追加抽出データ（新規手数料体系が適用）とを一体的に提供することは原則としてできません。

（手数料の通知と納付）

5	Q	手数料の通知はいつ、どのように行われるか。
	A	データの抽出が必要な場合は、専門委員会にて審査承諾となり事務手続きが完了した段階で、手数料の見込額を通知します。データの抽出が完了した段階で、納付額（確定額）を通知します。（手数料の見込額通知書及び納付額通知書は手数料減免の申請有無を問わず送付しております。） データの抽出が必要ない場合（取扱者の追加等の変更申出や迅速提供に係る新規申出等）は、専門委員会にて審査承諾となり事務手続きが完了した段階で、手数料の納付額（確定額）を通知します。

6	Q	手数料の納付はいつ、どのように行うか。
	A	提供申出者が納付すべき手数料額（納付額）及び納付期限の通知を受けた際は、当該納付期限までに二次利用ポータルあるいは HP 上で定められた方法に従い、厚生労働省が定める書面に収入印紙を貼るか、又は e-GOV（※）上で納付してください。補助金の振り込み時期等の関係で、期限までに納付できない場合は、必ず事前に窓口にご連絡ください。データの提供、HIC やオンサイトリサーチセンターの利用開始は手数料納付後からとなります。 ※2024 年 12 月から、e-Gov 電子申請を利用して、インターネットバンキング又は ATM による電子納付が可能になりました。電子納付希望の場合は、納付予定の 10 営業日前までに、e-Gov において電子納付を希望する旨の申請（手数料納付額通知書の添付が必要です）を行ってください。手続きの詳細については e-Gov ホームページもご参照ください。

7	Q	指定された期限までに納付できない場合、罰則はあるか。納付が間に合わないことが想定される場合、どのように対応すればよいか。
	A	利用規約違反となり、措置や利子支払い等の対象となる可能性がありますので期限までに必ず納付下さい。なお、補助金の振り込み時期等の関係で、納付が遅れる可能性がある場合、必ず事前に窓口までご連絡下さい。

8	Q	手数料納付時に領収書は発行されるか。
	A	手数料納付後に納付の証明書は発行していません。収入印紙購入時に領収書の発行を受けられます。

9	Q	手数料の原資に制約はあるか。補助金を原資とすることや、複数の原資から拠出することは問題ないか。
	A	原資について、特段の制約はありません。また、拠出元の単位についても制約はありません。

(手数料の減免)

10	Q	手数料の減免を申請できるか。
	A	高確令第1条の2の規定に基づき、提供申出に係る全ての提供申出者が以下に掲げる者(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、当該提供申出に係る手数料は免除します。 (1) 公的機関 (2) 厚生労働大臣が交付した補助金等を充ててNDBデータを利用する者 (3) (1)又は(2)から、当該申出に係る業務の委託を受けた者(再委託を含む。) また、提供申出に係る全ての提供申出者が以下に掲げる者(4)～(7)のいずれかに該当する場合には、当該提供申出に係る手数料は減額します。(なお、(1)～(3)に掲げる者が(4)～(7)に掲げる者とともに提供申出を行う場合も、免除ではなく減額の対象となります。) (4) 国立高度専門医療研究センター、大学等の厚生労働省告示に定められた者 (5) 厚生労働大臣が交付しない補助金等を充ててNDBデータを利用する者 (6) 国立研究開発法人科学技術振興機構又は独立行政法人日本学術振興会から委託を受けた者 (7) (4)(5)又は(6)から、当該申出に係る業務の委託を受けた者(再委託を含む。) 上記のいずれにも該当しない場合も、経過措置による減額規定があります。 なお、手数料の減免を希望する場合は、(1)(4)の対象を除き、当該補助金等の交付決定通知の写し及び研究計画書又は交付申請書を添付してください。交付決定通知の代替書類として基準額通知書の提出も認めますが、交付決定通知書を入手した時点で写しを窓口まで提出ください。免除申請は、提供申出時から、厚生労働省が提供申出者に手数料額(実績額)を通知する時までとなります。

11	Q	提供申出者が複数の場合、減免条件に該当しない提供申出者が1つでも含まれたら減免はされないか。
	A	そのとおりです。全ての提供申出者が減免条件を満たす必要があります。

12	Q	手数料の減免となる補助金かどうかを確認したい。条件はあるか。
	A	以下の補助金のみが対象（2024 年 11 月時点）であり、申出の承諾時点で有効である必要があります（年度末の申出で、次年度の補助金を獲得予定である場合などは適切に判断します）。減免対象の補助金かどうかは、申出時に窓口にお問い合わせください。 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する補助金等 ・地方自治法第 232 条の 2（同法第 238 条第 1 項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金 ・独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 1 号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会（JSPS）が交付する補助金又は資金 ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第 16 条第 3 号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が交付する助成金

13	Q	申出時点で補助金の申請中だが、確定していない。後から手数料の免除を申請できるか。また、いつまでなら可能か。
	A	会議審査の対象となる申出の場合は可能です。申出時点で様式 1 の「手数料免除の申請有無」欄にて「2）後日手数料免除申請を行う予定」を選択してください。提供申出時から厚生労働省が提供申出者に手数料額（実績額）を通知する時までの間に免除申請が可能です。ただし、補助金の申請から採択までの期間及び採択可能性を十分に考慮して申出を行ってください。 なお、「1）手数料免除を申請する」を選択された場合も同様に手数料額（実績額）通知までの間、申請が可能です。一方、「3）補助金等を利用しないため、手数料免除を申請しない」を選択した場合は免除の対象外となり、後から免除申請することはできません。 迅速提供に係る簡易な審査の対象となる申出の場合は、後から手数料の免除を申請することはできず、全ての書類がそろっていないと審査の対象となりません。二次利用ポータルにおいて「2）後日手数料免除申請を行う予定」は選択しないようお願いいたします。

14	Q	手続担当者又は取扱者が所属する提供申出者に対して補助金が交付されていれば、免除申請できるか。必ずしも担当者名や取扱者名での交付でなくても問題ないか。
	A	提供申出者に対して交付されていれば、免除申請は可能です。ただし、補助金申請書には手続担当者又は取扱者名が記載されている必要があります。厚生労働省の免除審査の結果、免除がされない場合があります。